

産業廃棄物の適正処理の手引き

— 清潔で快適な暮らしと豊かな郷土を守るために —

令和 5 年 3 月

香 川 県

はじめに

近年、不法投棄など廃棄物の不適正処理が依然として社会問題となっており、香川県においても、これらに係る行政処分や刑事告発が行われる事案が発生しています。

こうした中、産業廃棄物を適正に処理していくためには、排出事業者と処理業者がそれぞれの責務と役割を正しく認識することが重要です。

このためには、産業廃棄物の性状を正確に把握することはもとより、これらの産業廃棄物がどのような経路で収集、運搬され、どのような方法で処理・処分されるか、一連の処理のルートを常に管理しておく必要があります。

平成30年4月1日からは、「有害使用済機器の適正な保管等の義務付け」、「マニフェスト制度の罰則強化」等について改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律が施行されています。

この小冊子は、排出事業者及び処理業者の方々に産業廃棄物の適正処理について一層の理解を深めていただくために作成したものです。

◎本書に記載の産業廃棄物に関する情報は、次のホームページにも掲載しています。
様式等のダウンロードもできますのでご利用ください。

香川県環境森林部廃棄物対策課産業廃棄物のホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/haikibutsu/kfvn.html>

*高松市環境局環境指導課のホームページにも、産業廃棄物に関する情報が掲載されています。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/kankyo_eisei/sanpai/index.html

◎産業廃棄物についてのお問い合わせ、ご相談は次の事務所へお願いします。

香川県環境森林部廃棄物対策課及び最寄りの環境管理室等

事務所	所管区域	電話
香川県環境森林部廃棄物対策課 〒760-8570 高松市番町四丁目1-10	香川県（高松市を除く）	087-832-3226
東讃保健福祉事務所環境管理室 〒769-2401 さぬき市津田町津田930-2	さぬき市、東かがわ市、木田郡、香川郡 ※高松市内及び県外の収集・運搬業者の許可 申請等の窓口	0879-29-8273
小豆総合事務所環境森林課 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	小豆郡	0879-62-2731
中讃保健福祉事務所環境管理室 〒763-0082 丸亀市土器町東8丁目526	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、 仲多度郡	0877-24-9966
西讃保健福祉事務所環境管理室 〒768-0067 観音寺市坂本町7丁目3-18	観音寺市、三豊市	0875-25-6431

高松市環境局環境指導課

事務所	所管区域	電話
高松市環境局環境指導課 〒760-0080 高松市木太町2282-1	高松市	087-839-2380

目 次

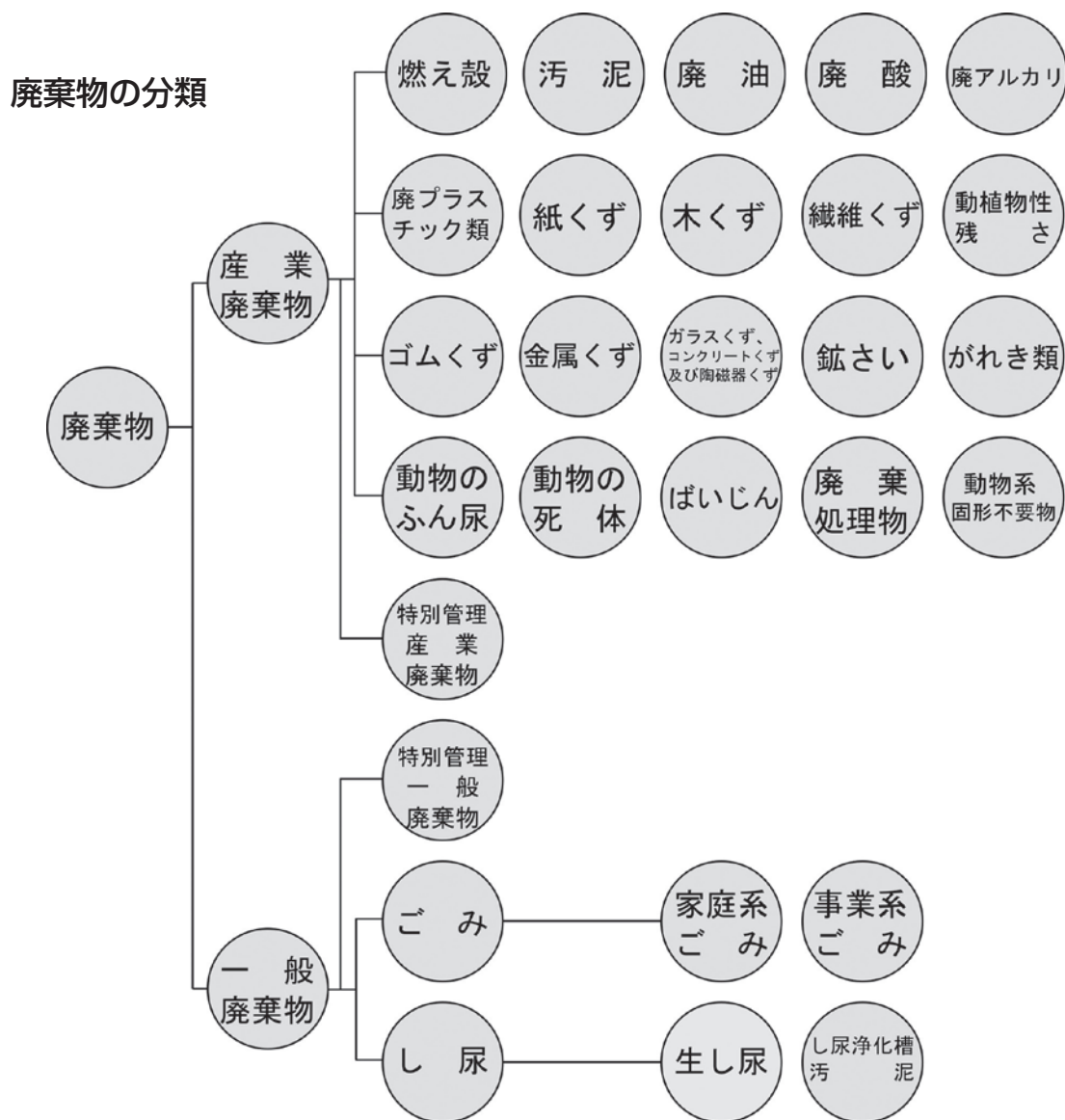
<input type="checkbox"/>	廃棄物の分類	1
<input type="checkbox"/>	特別管理産業廃棄物について	3
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物の処理に関する注意事項	4
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物の処理基準等	5
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面の備え付けについて	14
<input type="checkbox"/>	優良産廃処理業者認定制度について	16
<input type="checkbox"/>	建設廃棄物の排出事業者等について	18
<input type="checkbox"/>	廃棄物の情報提供について	24
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物の処理委託について	28
<input type="checkbox"/>	マニフェスト（産業廃棄物管理票）について	30
<input type="checkbox"/>	措置内容等の報告等について	37
<input type="checkbox"/>	多量排出事業者について	40
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物処理施設について	41
<input type="checkbox"/>	香川県産業廃棄物最終処分場の構造及び維持管理に係る指針	43
<input type="checkbox"/>	廃棄物処理施設に係る定期検査制度について	45
<input type="checkbox"/>	廃棄物処理施設に係る維持管理情報の公表の義務化について	45
<input type="checkbox"/>	不法投棄・野外焼却の禁止について	46
<input type="checkbox"/>	石綿（アスベスト）を含む廃棄物の処理について	49
<input type="checkbox"/>	水銀を含む廃棄物の処理について	51
<input type="checkbox"/>	PCB 廃棄物の処理について	52
<input type="checkbox"/>	自動車リサイクル法について	54
<input type="checkbox"/>	産業廃棄物処理実績報告等について	55
<input type="checkbox"/>	毎年度の報告が必要な書類について	68

■ 廃棄物の分類

廃棄物処理法によると、廃棄物は、その発生形態や性状の違いから、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の二つに大別されており、排出後の処理の責任主体や処理方法が区分されています。

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、法令により定められた燃え殻、汚泥等20種類の廃棄物（一部のものとは特定の事業活動に伴うもののみ限定）をいいます。これは、民間の工場、ビル、商店などの営利目的の事業活動に伴って排出されるものだけでなく、下水処理や水道事業などの公共の事業活動に伴って排出されるものを含んでいます。また、これら20種類の産業廃棄物が混合した状態で排出されるものは、2種類以上の産業廃棄物の混合物とみなし、例えば「廃油性塗料」は、廃油と廃プラスチック類の混合物としてとらえることができます。

これに対し「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活に伴って排出されるごみやし尿をさすことが多いのですが、廃棄物処理法による分類では工場、ビル、商店などから排出されるし尿や紙くずなど、20種類の産業廃棄物に該当しないものも「一般廃棄物」となります。



産業廃棄物の種類と具体例

	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物その他の焼却残さ
	(2) 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤ含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

(注) 次のものは、廃棄物処理法の対象外である。

- (1) 気体状のもの
- (2) 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- (3) 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- (4) 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- (5) 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

産業廃棄物である「木くず」の範囲変更（拡大）について

平成20年4月から、「物品賃貸業に係る木くず」（リース事業者から排出されるリース物品（家具・器具類等）に係る木くずなど）及び「貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）」に係る木くずが産業廃棄物として追加されています。

■ 特別管理産業廃棄物について

廃棄物処理法では、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物として区別し、処理方法などが別に定められています。

特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して取り扱わなければならないもので普通の産業廃棄物より厳しい処理体系が定められており、処理業の許可も別のものとなっています。

そのため、普通の産業廃棄物許可業者は特別管理産業廃棄物を取り扱えませんし、特別管理産業廃棄物許可業者は普通の産業廃棄物を取り扱えません。このことから、排出事業者は自社からの廃棄物が何に該当するかを適確に判断し、その廃棄物を処理できる許可業者に委託する必要があります。

また、特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられているとともに、特別管理産業廃棄物に関する帳簿を備えなければなりません。

特別管理産業廃棄物の種類

種類	性状及び具体例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類で引火点70℃未満の廃油 〈関連事業〉紡績、新聞、香料製造、医療品製造、石油精製、電気メッキ、洗濯、科学技術研究など	
廃酸・廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液 〈関連事業〉カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究など	
感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される血液、使用済注射針などの感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物 〈関連事業〉病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、動物の診療施設など	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃PCB及びPCBを含む廃油 ● PCBが塗布され若しくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず・汚泥、PCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類や金属くず ● PCBが付着した汚泥及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたPCBが付着したコンクリートの破片その他これに類するもの ● 廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等 水銀等 処理物	<ul style="list-style-type: none"> ● 水銀を回収する施設、水銀使用製品を製造する施設、水銀を媒体とする測定機器（備え付けのポロシメータ等）を有する施設及び研究所等において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物に封入された廃水銀等を除く。） ● 水銀若しくはその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が廃棄物となったものから廃棄物処理施設等で回収した廃水銀（水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀を除く。） ● 廃水銀等を処分するために処理したもの
	廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物から除去した飛散性の吹付石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート、防じんマスクなど ● 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設によって集められた飛散性の石綿など
	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を基準値以上含む、汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど

(注) この表に記載した廃棄物の具体例と関連事業は、代表的なものです。

■ 産業廃棄物の処理に関する注意事項

廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならないこととされており、事業者が産業廃棄物を自ら処理する場合は、政令で定める産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。

産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託基準に従い、委託しようとする収集運搬及び処分業者が許可等を持っているかどうか、また許可内容等（事業の区分、産業廃棄物の種類、処理能力、許可の条件等）の確認を行い、それぞれの処理業者と事前に書面をもって委託契約を結ばなければなりません。そして、実際に産業廃棄物を処理業者へ引き渡す時には、マニフェストを交付して適正に委託しなければなりません。委託を受けた処理業者も同様に、産業廃棄物を収集・運搬又は処分する際には、①処理基準に従う。 ②委託契約を守る。 ③マニフェストを使用する。 ことにより適正に処理しなければなりません。

事業者は、産業廃棄物を自ら処理する場合だけでなく、産業廃棄物処理業者等、他の者に委託して処理する場合も、法令に定める基準に従い最後まで責任をもって行わなければならないわけです。

■ 帳簿の記載義務

次の事業者は帳簿を備える必要があります。（法第12条第13項、令第6条の4）

- ① その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設（法15条第1項の許可を受けた施設）又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
- ② その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（前号に掲げる者を除く。）
- ③ 法第12条の7第1項の認定（2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例）を受けた者（前2号に掲げる者を除く。）

また、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者も同様です。（法第12条の2第14項）帳簿の記載事項については、規則第8条の5（特別管理産業廃棄物を生ずる事業者については規則第8条の18）に規定されています。帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければなりません。また、帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

なお、香川県産業廃棄物処理等指導要綱において、法15条第1項の許可を受けた施設に関わらず、その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するための施設を設置している事業者には、同様に帳簿の記載を求めています。

※（特別管理）産業廃棄物処理業者も帳簿の記載義務がありますのでご注意ください。帳簿記載事項については、産業廃棄物処理業者は規則第10条の8、特別管理産業廃棄物処理業者は規則第10条の21に規定されています。

産業廃棄物の処理基準等

排出事業場での保管基準

排出事業場での保管基準（規則第8条）

- 1 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (1) 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - (2) 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。（10ページの例示参照）
 - イ 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
 - ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨
 - (ロ) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、2(2)に規定する高さのうち最高のもの
- 2 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - (2) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次のようにすること。（10ページの例示参照）
 - イ 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とする。
 - ロ 廃棄物が囲いに接する場合（壁に直接負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下とする。
※勾配50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約26.5度
 - (3) その他必要な措置
- 3 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 4 石綿含有産業廃棄物にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - (2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- 5 水銀使用製品産業廃棄物にあっては、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

産業廃棄物の収集・運搬の基準

産業廃棄物の収集・運搬の基準（令第6条第1項第1号）

- 1 産業廃棄物の収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 4 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。
- 5 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。
- 6 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。
- 7 産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
 - (1) 周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - (2) 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - (3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - (4) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- 8 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

（規則第1条の4）

 - (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - (2) 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - (3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- 9 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
 - (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

ロ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。（10ページの例示参照）

（規則第1条の5）

掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

(イ) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

(ロ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ハ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、9(2)ロに規定する高さのうち最高のもの

(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を構ずること。

イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次のようにすること。（10ページの例示参照）

(イ) 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とする。

(ロ) 廃棄物が囲いに接する場合（壁に直接負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下とする。

※勾配50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約26.5度

ハ その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

(5) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、7(4)の規定の例によること。

産業廃棄物処分（中間処理）の基準

産業廃棄物の処分（中間処理）の基準（令第6条第1項第2号）

- 1 産業廃棄物の処分又は再生（以下「処分等」という。）は次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 処分等に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の処分等のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
- 4 産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。
- 5 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
 - (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - イ 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - ロ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。（10ページの例示参照）
（規則第1条の5）
掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
 - (イ) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - (ロ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (ハ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、5(2)ロに規定する高さのうち最高のもの
 - (2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次のようにすること。（10ページの例示参照）
 - (イ) 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下とする。
 - (ロ) 廃棄物が囲いに接する場合（壁に直接負荷がかかる場合は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下とする。

※勾配50%とは、底辺：高さ＝2：1の傾きで約26.5度

ハ その他必要な措置

- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 環境省令で定める期間を超えて保管を行ってはならないこと。

(規則第7条の6)

期間は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

- (5) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。
- 6 特定家庭用機器産業廃棄物（特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち産業廃棄物をいう。）の処分等を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。
- 7 石綿含有産業廃棄物の処分等を行う場合には、次によること。
- (1) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - (2) 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であって環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。
- 8 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分等を行う場合には、次によること。
- (1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
 - (2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分等を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
 - (3) 水銀使用産業廃棄物の保管を行う場合には、7(1)の規定の例によること。

- 排出事業者（建設工事の元請け業者を含む）・産業廃棄物処分業者（中間処理）が保管する場合の保管施設における掲示板の作成例

産業廃棄物 保管施設	
名称、代表者 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	株式会社〇×工業 代表取締役 日本一郎 高松市番町〇丁目△番□号 日本次郎 TEL 087 (831) ××××
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、××、×× (水銀使用製品産業廃棄物を含む)
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m ³

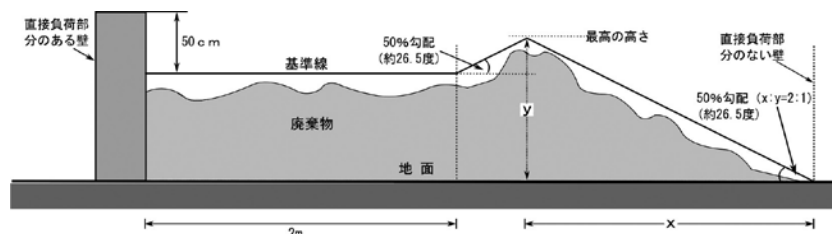
図、保管施設における掲示板の作成例(野外で容器を用いず保管する場合)

- 産業廃棄物収集運搬業者の積替保管施設における掲示板の作成例

産業廃棄物 積替保管施設	
名称、代表者 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	株式会社〇×クリーン 代表取締役 香川二郎 丸亀市土器町東〇丁目△番□号 香川三郎 TEL 0877 (24) ××××
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、木くず、がれき類、 ××、××
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m ³

図、積替保管施設における掲示板の作成例(野外で容器を用いず保管する場合)

- 屋外における保管高さの基準例（保管施設、積替保管施設共通）



図、屋外における保管高さの基準

産業廃棄物処分（埋立処分）の基準

産業廃棄物の処分（埋立処分）の基準（令第6条第1項第3号）

- 1 産業廃棄物の埋立処分は次のように行うこと。
 - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 2 産業廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 3 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 4 埋立処分を終了する場合には、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。
- 5 次に掲げる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。）以外の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法により行ってはならないこと。
 - (1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（環境大臣が指定するものを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（別表第5の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）をいう。以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）
 - (2) ゴムくず（事業活動に伴って生じたものに限る。）
 - (3) 金属くずで事業活動に伴って生じたもの（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）
 - (4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずで事業活動に伴って生じたもの（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）
 - (5) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（事業活動に伴って生じたものに限る。）
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、これらの産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物
- 6 安定型産業廃棄物の埋立地において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、環境大臣が定める方法による措置）を講ずること。
- 7 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所（次に掲げる産業廃棄物の埋立地にあっては、有害な産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がなされている場所で行うこと。
 - (1) 燃え殻又はばいじん（令第6条の5第1項第3号イ(1)に規定するものを除く。）であって、水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
 - (2) 燃え殻又はばいじん（令第6条の5第1項第3号イ(2)に規定するものを除く。）であって、令別表第4

の2の項から7の項までの第4欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）及び当該燃え殻又はばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

- (3) 汚泥（第6条の5第1項第3号イ(3)に規定するものを除く。）であって、水銀又はその化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
 - (4) 汚泥（第6条の5第1項第3号イ(4)に規定するものを除く。）であって、別表第5の2の項から6の項まで、8の項及び23の項の下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）並びに当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
 - (5) 汚泥（第6条の5第1項第3号イ(5)に規定するものを除く。）であって、シアン化合物を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を処分するために処理したもの（環境大臣が定めるところにより固型化したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
- 8 7(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。
- 9 8に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。
- 10 汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行い、又は含水率85%以下にすること。
- 11 有機性の汚泥（公共下水道又は流域下水道から除去した汚泥であって、消化設備を用いて消化したものと及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものを除く。以下同じ。）の水面埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
- 12 廃油（タールピッチ類を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
- 13 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね15cm以下に破碎し、切断し、若しくは熔融設備を用いて熔融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
- 14 ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径おおむね15cm以下に破碎し、若しくは切断し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。
- 15 ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ7から9まで及び20によるほか、次によること。
- (1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。
 - (2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。
 - (3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
- 16 腐敗物（次に掲げるもののうち、熱しやく減量15%以下に焼却したものと及びコンクリート固型化を行ったもの以外のものをいう。）を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね3m（当該産業廃棄物のうち、おおむね40%以上が腐敗物であるものにあつては、おおむね50cm）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50cm覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。
- イ 有機性の汚泥
- ロ 動植物性残さ（事業活動に伴って生じたものに限る。）
- ハ 動物系固形不要物（事業活動に伴って生じたものに限る。）
- ニ 家畜ふん尿（事業活動に伴って生じたものに限る。）

- ホ 動物の死体（事業活動に伴って生じたものに限る。）
- ヘ イからホまでに掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの
- 17 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行ってはならないこと。
- 18 特定家庭用機器産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める方法により再生し、又は処分すること。
- 19 石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。
- (1) 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。
- (2) 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。
- 20 7(1)に規定する燃え殻若しくはばいじん若しくは当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、7(1)に掲げるものを除く。）又は7(3)に規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、7(3)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。
- 21 7(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、7(5)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固型化すること。
- 22 汚泥であって別表第5の9の項から22の項まで及び24の項の下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第6条の5第1項第3号ナに規定するものを除く。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。
- 23 感染性産業廃棄物を第6条の5第1項第2号ハの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。
- 24 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の第6条の5第1項第2号ニ、ホ又はヘの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。
- 25 廃石綿等を第6条の5第1項第2号トの規定により処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物又は石綿含有産業廃棄物を令第6条第1項第2号ニ（9ページの7参照）の規定により処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。
- 26 7から25までに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しない事。

■ 産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面の備え付けについて

産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、運搬車の車体の外側に表示をし、かつ、その運搬車に書面の備え付けが必要です。

I. 表示義務について

産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その運搬車の車体の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

なお、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者だけでなく、自己の産業廃棄物を自ら運搬する事業者も対象となります。

○排出事業者が自分で運搬する場合

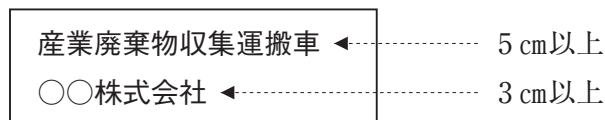
1. 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示
2. 排出事業者名

○産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

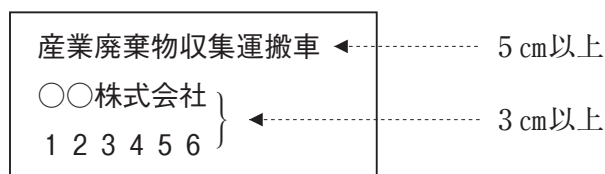
1. 産業廃棄物を収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示
2. 業者名
3. 統一許可番号（下6けた）

表示例

○排出事業者が自分で運搬する場合



○産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合



- 注意点
- ・見やすいこと
 - ・鮮明であること
 - ・両側面に表示すること
 - ・識別しやすい色の文字であること

II. 書類の携帯義務について

運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その運搬車は、次のような書類を常時携帯しなければなりません。

○排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

1. 氏名又は名称及び住所
2. 運搬する産業廃棄物の種類、数量
3. 運搬する産業廃棄物を積載した日
4. 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
5. 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

○産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）※
2. 許可証の写し

※ 電子マニフェストを使用している場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報とその情報を表示できる機器が必要となります。

なお、下線部については、随時必要な連絡を行うことができる連絡設備を用いて、廃棄物の種類・量等を確認できる場合は不要です。（許可証の写しと電子マニフェスト加入証のみで可）

III. その他の留意事項

○表示、書類携帯の例外

産業廃棄物を運搬する場合であっても、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、特定家電や使用済自動車だけを運搬する場合にはこれらの表示や書類の携帯は不要です。

また、会社の敷地内のみで使われる運搬車であれば、表示及び書面の携帯は必要ありません。

○表示、書類携帯を行わなかった場合

廃棄物処理法違反となり、行政処分の対象になります。

● 産廃マークについて

香川県知事又は高松市長の許可を受けた収集運搬業者が、県内で産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、使用する車両に廃棄物処理法で規定されている表示（前ページ参照）をすることはもちろんのことですが、これ以外に「産廃マーク」（下写真25cm×25cm）を貼らなければなりません。

「産廃マーク」を貼る場所は、運転手側のドアです。もし、運転手側のドアに、会社名が書かれていたり窓ガラスがあって、指定された場所に貼付ができない場合は、運転手側前方の分かりやすい場所に貼ってください。



「産廃マーク」は、収集運搬業の許可申請を行う機関で交付します。

■ 優良産廃処理業者認定制度について

優良産廃処理業者認定制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

● 優良基準

(1) 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において、特定不利益処分を受けていないこと。

(2) 事業の透明性

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

（「一定期間」とは、通常の場合、申請の前6月間をいうが、申請者が既に優良認定を受けている場合は、優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間をいう。）

(3) 環境配慮の取組

ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。

(4) 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

(5) 財務体質の健全性

① 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

② 次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

イ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。

ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

③ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。

④ 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。

⑤ 優良認定を受けようとする都道府県知事又は政令市長の管轄区域内に設置しているすべての特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立をしていること。

● 優良認定・優良確認の申請等

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の更新時に、更新の申請と合わせて優良基準に適合することの申請を行い認定を受ける（優良認定）ことができます。また、許可の更新期限の到来を待たずして、優良認定を伴う許可の更新申請を行う場合、優良基準を満たせば優良認定を受けることができます。

※ 優良認定制度の運用についての詳細な内容は、環境省のホームページ
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/>
をご覧ください。

● 主な優遇措置

(1) 許可証

優良認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）には、その旨を記載した許可証が交付されます。

(2) 産業廃棄物処理業の許可の有効期間の延長

優良認定業者は、通常5年の許可の有効期間が7年となります。

(3) 産業廃棄物処理業等の許可に係る申請書類の省略

優良認定業者については、都道府県・政令市の判断により、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請や、事業範囲の変更時の許可の申請をする際に都道府県・政令市に提出する書類のうち、以下のものを省略できます。

- ・ 事業計画の概要を記載した書類
- ・ 直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
- ・ 定款及び寄附行為
- ・ (産業廃棄物処分業許可申請時のみ) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

■ 建設廃棄物の排出事業者等について

平成23年4月1日から全面的に施行されている改正法のうち、建設廃棄物の排出事業者に関する内容については以下のとおりとなっています。

● 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任

(1) 処理責任の元請一元化の原則

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、注文者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者として法に規定する責任を有することが明確に規定されました。

この原則により

- ・元請業者は、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、自ら適正に処理を行うか、又は、委託基準に従って適正に処理を委託しなければなりません。
- ・下請負人は、廃棄物処理業の許可と元請業者からの処理委託がなければ、廃棄物の運搬又は処分を行うことができません。

(2) 下請負人が行う廃棄物の運搬に係る例外

例外として、次の要件のすべてを満たす廃棄物については、建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自ら運搬を行う場合には、下請負人を排出事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくても、処理基準に従い運搬することが可能です。

適用される要件

- ① 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。
 - ア 維持修繕工事であって、その請負代金の額が500万円以下の工事
 - イ 引き渡し後の建築物等の瑕疵の補修工事であって、その請負代金に相当する額が500万円以下の工事
- ② 特別管理産業廃棄物以外の廃棄物であること。
- ③ 1回あたりに運搬される量について、巻尺その他の測定器具を用いて簡易な方法により1立方メートル以下であることが測定できるもの又は1立方メートル以下であることが明確な運搬容器を用いて運搬するものであること。
- ④ 排出事業場の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内にあり、元請業者が所有権又は使用権原を有する施設に運搬されるものであること。
- ⑤ 廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

この例外により下請負人が廃棄物を運搬する際には、その旨を証する書面と、請負契約の基本契約の写しを携行することが必要となります。

この例外は、下請負人が自ら行う運搬に関してのみであり、廃棄物の処分は、元請業者又は元請業者の委託を受けた者が行わなければなりません。

● 排出事業場外での自社保管の事前届出制

排出事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300㎡以上の場所で行うものに限る。）を行おうとするときは、原則としてあらかじめ知事又は高松市長に届け出ることとされています。

※ ただし、非常災害のために必要な応急措置として保管を行うときは、保管した日から14日以内に知事又は高松市長に届け出ることとなっています。

保管届出場所における産業廃棄物の保管については、産業廃棄物処理基準が適用されます。

(裏面)

運搬を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
運搬を行う 従業員の氏名	
運搬車の車両番号	
維持修繕工事の場合	
当該廃棄物を生ずる維持修繕工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	
瑕疵補修工事の場合	
引渡年月日	年 月 日
当該廃棄物を生ずる瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	
備考	
<ol style="list-style-type: none">1 元請業者及び下請負人は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）で足りるものとする。2 廃棄物の一回当たりの運搬量は、当該量が1 m³以下であることがわかるよう記載するものとし、数量での記載（例：畳一畳）でもよいものとする。また、フレコンバッグを用いて運搬する場合には、当該フレコンバッグの容量を記載するものとする。3 運搬先の施設の所有権又は使用権原を有する旨の誓約は、元請業者が記載するものとする。この場合も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者で足りるものとする。4 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合も含まれる。5 維持修繕工事の請負代金の額又は瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載するものとする。この場合も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者で足りるものとする。	

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

香川県知事
(高松市長) 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 第12条第4項 の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
保管開始年月日	年 月 日	

備考

積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

香川県知事 殿
(高松市長)

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第3項前段 第12の条第4項 の規定により、関係書類及び
図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所 在 地	
	面 積	m ²
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
保 管 開 始 年 月 日		年 月 日

備考

特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号リ(3)の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

■ 廃棄物の情報提供について

廃棄物処理法では、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされており、規則第8条の4の2第6号でその項目が示されています。

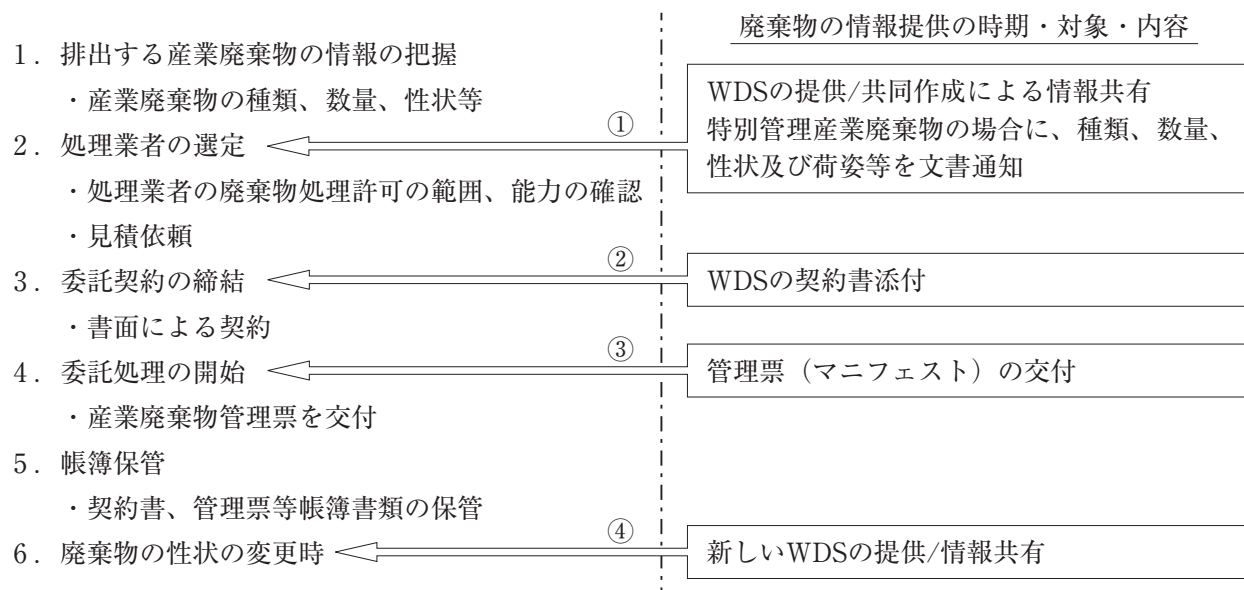
しかし、廃棄物の処理過程において、有害特性等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分提供されないことに起因する自然発火や化学反応等による事故や有害物質の混入等の課題があり、廃棄物情報の適切な伝達が求められています。

そこで、廃棄物の処理過程における事故を未然に防止し、環境上適正な処理を確保することを目的として、排出事業者が処理業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の提供のあり方を示す「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を環境省が策定しています。

このガイドラインの中で、廃棄物情報が必要な項目として、有害特性等の17項目を制定し、必要な情報項目を整理した様式（廃棄物データシート（以下「WDS」という。））が示されています。

排出事業者は、産業廃棄物の処理の委託に当たっては、廃棄物情報をWDS等で通知し、これをもとに処理業者と十分打合せを行うこととなります。

WDSの様式は、必要な廃棄物情報について具体化した項目を例示したものであり、この様式の使用を法的に義務付けるものではありません。



WDSは、基本的には契約時（図②）に提供／契約書に添付するものですが、新規の廃棄物処理に際して受入の可否判断や処理に必要な費用の見積（図①）のために排出事業者から処理業者へWDSを提供、あるいは処理業者と共同作成により情報を共有し、双方が確認、署名した上で契約書に添付することが望まれます。

見積時に廃棄物の性状の詳細が判らない場合は、WDSに判る範囲を記入し、廃棄物サンプル等を提供して見積りを依頼し、その後契約時にWDSの最終版を（変更版）を作成し、処理業者と確認の上契約に至るケースも考えられます。

なお、特別管理産業廃棄物の場合は、廃棄物情報を委託契約の前（図①）に文書で通知する義務があります。（令第6条の6）

〈廃棄物データシートとマニフェスト〉

・ 廃棄物データシート

産業廃棄物の処理過程において必要な情報を処理業者へ提供するためのものであり、産業廃棄物の性状等が一定の場合は、初回に一度提供すれば十分です。

廃棄物情報に変更があった場合には、再通知が必要です。

・ マニフェスト

産業廃棄物とともに流通させ、廃棄物の処理状況をチェックするためのものであり、産業廃棄物を排出するたびに必要です。

委託契約の有効期間中に、廃棄物情報が契約締結時の内容から変更が生じた場合は、再度通知が必要です。

したがって、委託契約の締結時には、廃棄物情報の変更がある場合の情報提供の方法について、排出事業者と処理業者間であらかじめ決めておかなければなりません。（規則第8条の4の2第7号）また、どの程度の幅をもって廃棄物情報の変更とするかについてあらかじめ決めておくことが望まれます。

9	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性 (°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 (°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他 ()
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状 () 臭い () 色 () 比重 () pH () 沸点 () 融点 () 発熱量 () 粘度 () 水分 ()
11	品質安定性	経時変化 (有 ・ 無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物 (消防法) ・ 特化則 (特定化学物質障害予防規則) ・ 有機溶剤 ・ 毒劇物 ・ 悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器 () <input type="checkbox"/> 車両 () <input type="checkbox"/> その他 ()
14	排出頻度 数量	頻度 (スポット・継続予定) () kg・t・ μ g・m ³ ・本・缶・袋・個 /年・月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・ 避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・ 他の廃棄物との混合禁止 ・ 粉じん爆発の可能性 ・ 容器腐食性の可能性/注意点 ・ 廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・ 環境中に放出された後の支障発生の可能性 (消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】 その他の情報

・ サンプル等提供 (均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有)

・ 産業廃棄物の発生工程等

「3 廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。

(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

〈排出事業者及び処理業者内容確認欄〉

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備 考
〈変更履歴〉				
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変 更 内 容

様式作成 環境省

■ 産業廃棄物の処理委託について

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託して処理する場合は、法令で定められた産業廃棄物委託基準にしたがって、委託しなければなりません。

産業廃棄物委託基準は次のとおりです。

- (1) 委託しようとする者が許可等をもっているかどうか、委託しようとする産業廃棄物の処理が許可されている事業の範囲に含まれているかどうか、産業廃棄物の収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の提示を求め、また、許可内容等（事業の区分、産業廃棄物の種類、処理能力、許可の条件等）の確認を行う必要があります。
- (2) 委託契約は、法定事項が記載された書面により行わなければなりません。収集運搬業者と処分業者のそれぞれについて、書面による契約を締結してください。その際、委託契約書には産業廃棄物の収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写し等の添付が必要です。
- (3) 排出事業者が産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合における当該廃棄物の処理の状況に関する確認（委託した処理業者の中間処理施設や最終処分場を実地に確認するなど）を行い、最終処分終了まで一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

※) 委託処理をした場合であっても、産業廃棄物が処理の過程で不適正処理された場合は、排出事業者にも責任が及ぶことがあります。このため、処理業者とは直接接して許可証の提示を求め許可の有無、事業の範囲、処理能力など十分に確認することが必要です。

- 排出事業者が処理委託に関する義務に違反した場合の罰則が設定されるとともに、排出事業者の処理責任として、不適正処理が行われた場合、原状復帰などの措置命令の対象になっています。

排出事業者の行為		罰 則	措置命令
委託基準違反	12条5項違反	5年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金又は併科	○
	12条6項違反	3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金又は併科	○
マニフェスト不交付、未記載、虚偽記載		1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ^(※)	○
マニフェスト未受領時等の適正措置義務違反		—	○
マニフェストの保存義務違反		1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ^(※)	○
措置命令違反		5年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金又は併科	—

(※) 法改正により罰則が強化され、平成30年4月1日から1年以下の懲役又は100万円以下の罰金になっています。

委託契約書の記載事項

委託契約書には表1に記載されている事項を記入しなければならない。

※施行令………廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第4号

施行規則………廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2

表1. 委託契約書に記載すべき事項

No	収運	処分	根拠	内 容
1	○	○	施行令 イ	委託する産業廃棄物の種類及び数量
2	○	/	施行令 ロ	運搬の最終目的地
3	/	○	施行令 ハ	処分又は再生の場所の所在地、その方法、施設の処理能力
4	/	○	施行令 ニ	輸入廃棄物であるときは、その旨
5	/	○	施行令 ホ	最終処分の場所の所在地、その方法、施設の処理能力
6	○	○	規則 第1号	委託契約の有効期間
7	○	○	規則 第2号	委託者が受託者に支払う料金
8	○	○	規則 第3号	産業廃棄物許可業者である場合は、事業の範囲
9	○	/	規則 第4号	積替保管場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限
10	○	/	規則 第5号	安定型産業廃棄物の場合、積替え保管場所において他の廃棄物との混合への許否等
11	○	○	規則 第6号イ	産業廃棄物の性状及び荷姿
12	○	○	規則 第6号ロ	通常の保管状況下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
13	○	○	規則 第6号ハ	他の廃棄物との混合等により生ずる支障等に関する事項
14	○	○	規則 第6号ニ	JIS C 0950 に規定する含有マークの表示に関する事項（廃パソコン、廃エアコン等）
15	○	○	規則 第6号ホ	委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
16	○	○	規則 第6号ヘ	その他取り扱う際に注意すべき事項
17	○	○	規則 第7号	委託契約の有効期間中に、廃棄物の性状等が契約締結時の内容から変更を生じた場合の、変更に関する情報の伝達方法に関する事項
18	○	○	規則 第8号	受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
19	○	○	規則 第9号	委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

※契約書には許可証を添付しなければならない。（規則第8条の4）

※特管産廃の処理委託の場合も同様。（施行令第6条の6第2号）

ただし、特管産廃の処理委託の場合、特管産廃の種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項について、あらかじめ文書で通知しなければならない（同条第1号）

■ マニフェスト（産業廃棄物管理票）について

● マニフェストシステムとはどのようなものですか。

マニフェストシステムとは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、運搬業者名、処分業者名、取扱い上の注意事項などを記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を産業廃棄物と一緒に流通させることにより、産業廃棄物についての正確な情報を伝達するとともに、委託した産業廃棄物が適正に処理されているかどうかを確認するものです。排出事業者は委託して終わりではなく、最後まで適正に処理されたかどうかをマニフェストにより確認しなければなりません。

廃棄物処理法第12条の3では、すべての産業廃棄物の処理の委託に際してマニフェストの使用を義務づけています。

産業廃棄物の処分を委託する排出事業者は、従来の紙伝票による方式（紙マニフェスト）か、インターネットを利用した方式（電子マニフェスト）のどちらかの方法で行うこととなります。

マニフェストシステムを利用することにより、不適正な処理による環境汚染や、社会問題となっている不法投棄を未然に防止することができます。

なおマニフェストに虚偽の記載をした場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票									
交付年月日	年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名				
事業者 (排出者)	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号					
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)			<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位)	荷姿	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称				
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 くれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等					
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等						
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥							
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 紙くず(有害)							
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり								
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり								
運搬受託者	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号					
処分委託者	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号					
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)			(受領欄)	運搬終了年月日	年 月 日	数量(及び単位)	有害物検査	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			(受領欄)	処分終了年月日	年 月 日	最終処分	終了年月日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)								
(直行用)	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会								
					照合確認 B2票 年 月 日 D票 年 月 日 E票 年 月 日				

出典元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

* 産業廃棄物を処分業者に直接運搬する場合は7枚綴り、処分業者に引き渡されるまでに、積替えを行う場合は8枚綴りのマニフェストを使用します。

* マニフェストの「運搬の受託」、「処分の受託」欄の受領印については、令和2年12月に廃棄物処理法施行規則が改正され、受領欄に改められ、押印が不要になりました。

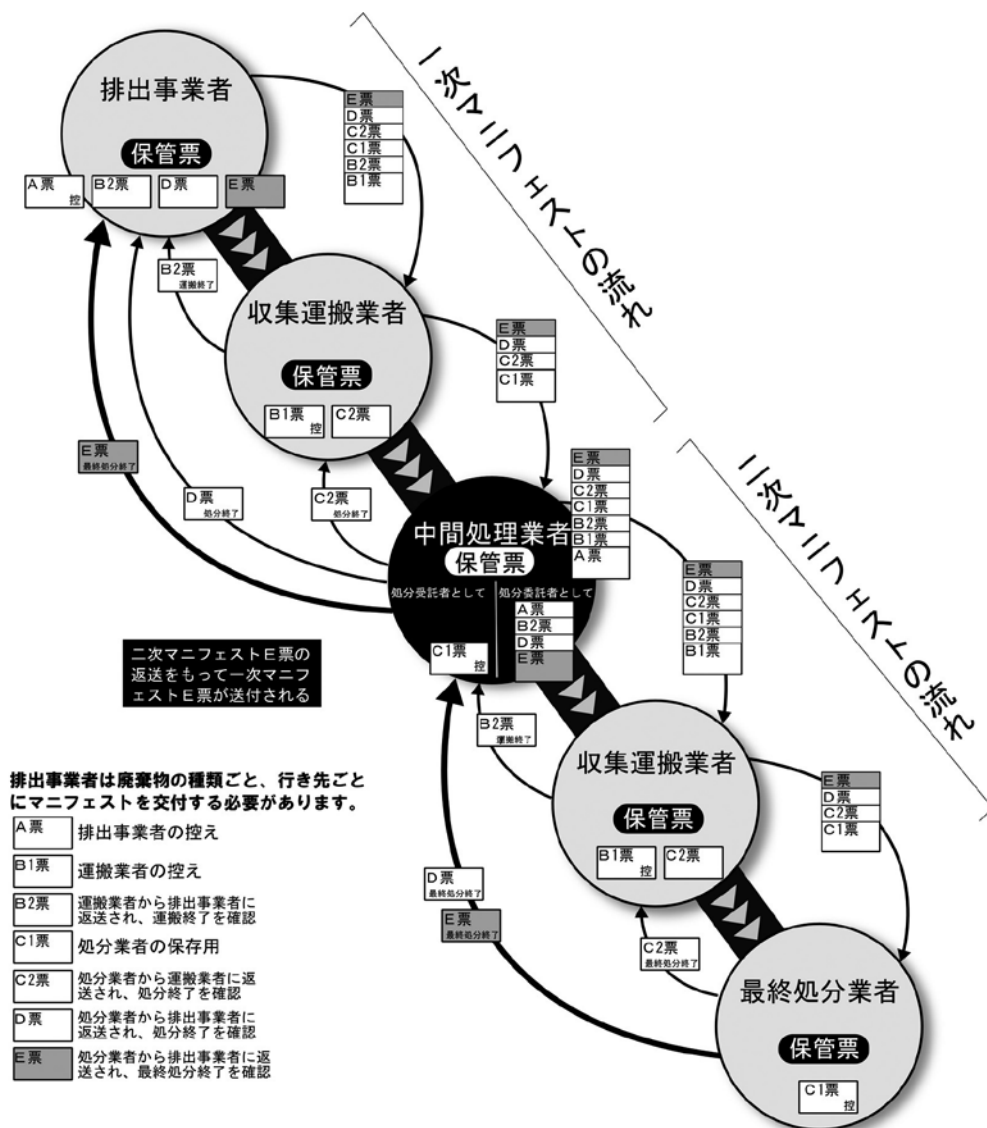
〈記入方法〉

マニフェストへの記入は、産業廃棄物の内容を確認しながら、正確に行うようにしましょう。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票									
交付年月日	年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者	氏名				
事業 (排出者)	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号 ①			所在地 〒 電話番号 ②					
産業 廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿		
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称 有害物質等 処分方法 備考・通信欄 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石棉含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物				
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 グラス繊維くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉛さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0600 農プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等					
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不燃物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等						
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥							
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉛さい(有害)							
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり ④ <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり								
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり ⑤ <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり								
運搬受託者	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号 ⑥			所在地 〒 電話番号 ⑦					
処分受託者	氏名又は名称			名称					
	住所 〒 電話番号 ⑧			所在地 〒 電話番号					
運搬の受託	受託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)		(受領欄)	運搬 終了年月日	年 月 日	数量(及び単位)			
処分の受託	受託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)		(受領欄)	処分 終了年月日	年 月 日	最終処分 終了年月日	年 月 日		
最終処分を 行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 ⑨ (委託契約書記載の場所については委託契約書記載の番号)								
発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会				B 2 票		年 月 日			
出典元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会				D 票		⑩ 年 月 日			
				E 票		年 月 日			

- ① (事業者) 排出事業者の氏名又は名称・住所を記入します。
- ② (事業場) 産業廃棄物が排出された事業場の名称・場所を記入します。
- ③ (産業廃棄物の種類) 産業廃棄物の種類を記載します。ただし、シュレッダーダストのように、複数の産業廃棄物が不可分の状態で混合している場合には、その廃棄物の一般的な名称を記載してもかまいません。
- ④ (中間処理産業廃棄物) 中間処理業者が処理を委託する際に記載します。排出事業者は記載する必要はありません。
- ⑤ (最終処分の場所) 最終処分を行う先の名称・場所を記載します。
- ⑥ (運搬受託者) 収集運搬業者の名称・住所を記入します。
- ⑦ (運搬先の事業場) 処分を行う施設の名称・場所を記入します。
- ⑧ (処分受託者) 中間処理又は最終処分を行う業者の名称・住所を記入します。
- ⑨ (最終処分を行った場所) 中間処理業者が中間処理後の廃棄物を委託した場合、委託した廃棄物の最終処分先の処理施設名称・場所を記載します。
- ⑩ 「B 2 票」「D 票」「E 票」が戻ったときに、「A 票」のこの欄に日付を記入します。

● マニフェストの流れ



7枚綴りの複写式用紙を用いれば、マニフェスト制度の義務を履行できます。

- ① 排出事業者から産業廃棄物が排出され、収集運搬業者に引き渡されます。
排出事業者の元に排出事業者保存票（A票）を残し、残り6枚を収集運搬業者に渡します。
- ② 収集運搬業者が中間処理業者まで産業廃棄物を運搬し、引き渡します。
運搬終了後、収集運搬業者の元にB1票を残し、B2票を排出事業者に運搬した日から10日を経過するまでの間に返送し、残り4枚を中間処理業者に渡します。
- ③ 中間処理業者で産業廃棄物の処分がなされます。
処分終了後、中間処理業者の元にC1票を残し、C2票を収集運搬業者にD票を排出事業者の元に処分をした日から10日を経過するまでの間に返送します。
- ④ 中間処理業者から最終処分業者へ産業廃棄物を運搬します。
最終処分を行うために、中間処理業者から最終処分業者へ廃棄物を引き渡す場合、中間処理業者が2次マニフェストを発行します。1次マニフェストの時と同様にマニフェストを使用して産業廃棄物は最終処分業者まで運搬されます。

⑤ 最終処分業者で産業廃棄物の最終処分がなされます。

最終処分終了後、2次マニフェストのC1票を残し、C2票を収集運搬業者にD票、E票を中間処理業者に処分をした日から10日を経過するまでの間に返送します。

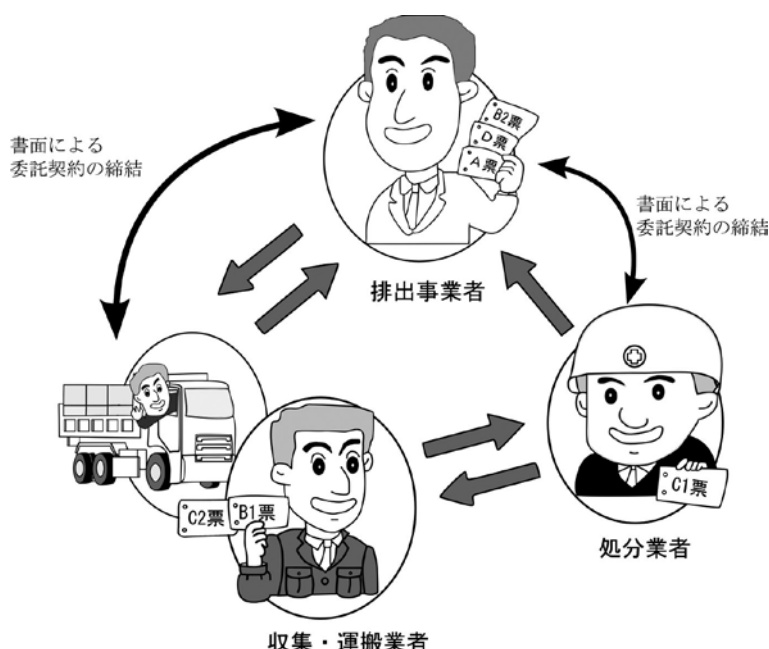
⑥ 中間処分業者は2次マニフェストのD票、E票が返送されてきたら、10日以内に1次マニフェストのE票を排出事業者へ返送します。

⑦ 排出事業者は、委託業者からB2票、D票、E票が返送されてきたら、保管していたA票と照合し、指示どおり処分が行われたか確認します。

● マニフェストの保存義務

排出事業者はA票、B2票、D票、E票を5年間保存する義務があります。収集運搬業者（C2票※）、処分業者（C1票）も同様です。また、処理委託契約書についても、それぞれが5年間保存する義務があります。

※収集運搬業者が処分業者にマニフェストを回付しない場合は、B1票を保存してください。



● マニフェストに関する報告義務

産業廃棄物を排出する排出事業者は、事業場ごとに、前年度に交付したマニフェストの交付等の状況を、規則様式3号（65ページ）にて報告書を作成し、知事（高松市内の事業場に係るものについては、高松市長）に提出しなければなりません。

（前年4月1日から当該年3月31日までの実績を6月30日までに知事又は高松市長に報告してください。）

ただし、電子マニフェストでは、情報処理センターが電子マニフェスト加入者（排出事業者）に代わって報告を行うため、電子マニフェスト情報分については、この報告は不要です。

● 電子マニフェストの流れ

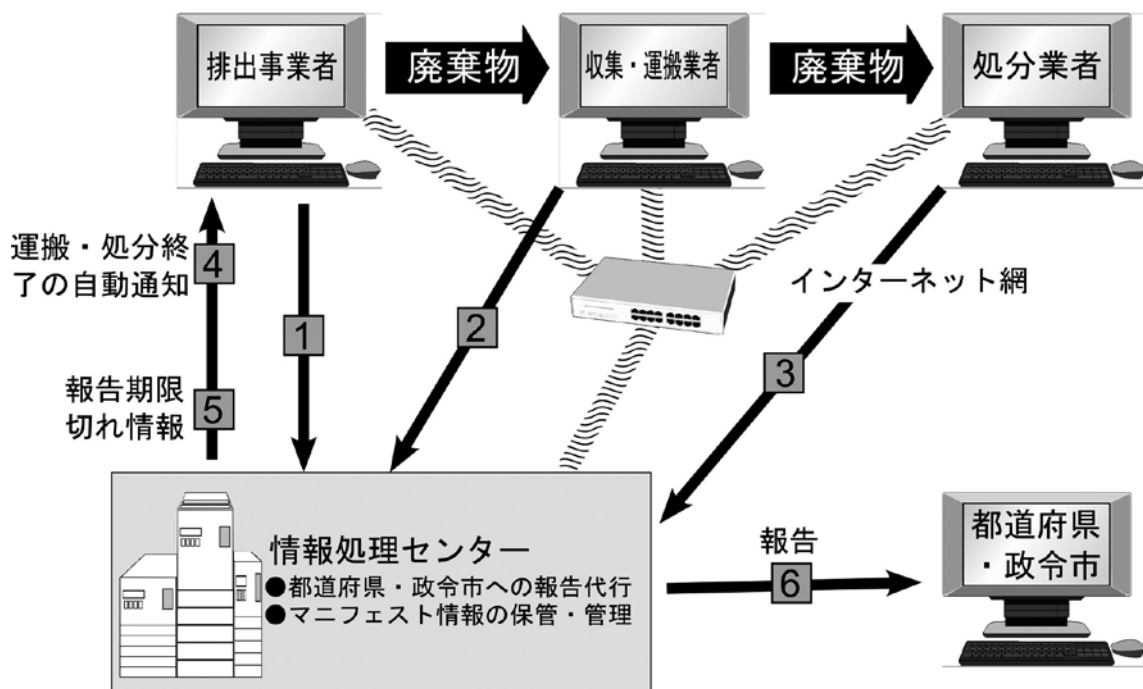
排出事業者は、紙のマニフェストではなく電子情報を利用したマニフェスト制度を選択することも可能です。(特別管理産業廃棄物の排出事業者については、電子マニフェストの使用が必要な場合があります。39ページ参照)

紙のマニフェストの照合や確認の事務がパソコン等の端末上で可能となり、事務処理が軽減されます。

また、事業者には、紙のマニフェストの保存義務がかからなくなります。

なお、電子マニフェストを利用するためには、あらかじめ情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者が契約することが必要です。

- ① 排出事業者から産業廃棄物が排出され、収集運搬業者に引き渡されます。
排出事業者は、パソコンに必要事項を入力して情報処理センターに登録します。
- ② 収集運搬業者が処分業者まで産業廃棄物を運搬し、引き渡します。
収集運搬業者は、パソコンで情報処理センターに運搬終了を報告します。
(情報処理センターは、これを排出事業者のパソコンに自動通知します。)
- ③ 処分業者で産業廃棄物の処分がなされます。
処分業者は、パソコンで情報処理センターに処分終了を報告します。
(情報処理センターは、これを排出事業者のパソコンに自動通知します。)



電子マニフェスト導入すると、次のような利点があります。

1 事務の効率化

- ・ パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能
- ・ 排出事業者によるマニフェストの保存が不要

- ・ 廃棄物の処理状況の確認が容易
- ・ マニフェストデータの加工が容易
- ・ 事務効率化による人件費の削減

2 法令の遵守

- ・ マニフェストの誤記・記載漏れを防止
- ・ 排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

3 データの透明性

- ・ マニフェストの偽造を防止
- ・ マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

4 マニフェスト交付状況の行政報告

- ・ 電子マニフェスト利用分は情報センターが報告するため、排出事業者の報告が不要

〈連絡先〉

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

〒102-0084

東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア 7階

サポートセンター

TEL 0800-800-9023

[ホームページアドレス] <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

● マニフェストの購入方法

マニフェストには、産業廃棄物の運搬経路の違いにより2種類があります。産業廃棄物を直接処分業者に運搬する場合に用いる「直行用」と、運搬において積替えが行われる場合に用いる「積替用」マニフェストがあります。

契約している処理業者と協力しながら、産業廃棄物の種類ごと、また、処分委託先ごとに適切なマニフェストを使用しましょう。

★マニフェストの種類及び取扱元

◎産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- 発行元：公益社団法人全国産業資源循環連合会
- 用途：建設系廃棄物を含めて、すべての産業廃棄物に適用
- 取扱元：一般社団法人香川県産業廃棄物協会

◎建設系廃棄物マニフェスト

- 発行元：建設六団体副産物対策協議会
- 用途：建設系廃棄物専用
- 取扱元：一般社団法人香川県産業廃棄物協会
一般社団法人香川県建設業協会

★マニフェストの種類別頒布価格

マニフェスト（管理票）の種類	単 価（円）
1 産業廃棄物管理票《直行用》（7枚）単票	100セット 2,600円
2 産業廃棄物管理票《直行用》（7枚）連続票	500セット 13,000円
3 産業廃棄物管理票《積替用》（8枚）単票	100セット 2,600円
4 産業廃棄物管理票《積替用》（8枚）連続票	500セット 13,000円
5 建設系廃棄物（7枚）単票	100セット 2,500円
6 建設系廃棄物（7枚）連続票	500セット 12,500円
7 電子マニフェスト用産業廃棄物送り状 単票	100セット 1,000円

■ マニフェストについてのお問い合わせ、購入申込みは

一般社団法人香川県産業廃棄物協会

〒760-0018 高松市天神前10-12 香川天神前ビル6F

電 話 (087) 873-2456

F A X (087) 834-2522

■ 措置内容等の報告等について

排出事業者として、適正に産業廃棄物を処理していくために、以下のことについても留意しておく必要があります。

○ マニフェスト制度について

- ① マニフェスト交付者は、マニフェストの写し（A票、B2票、D票、E票）を5年間保存すること。
- ② 処理業者は、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けないこと。
(違反者は、措置命令の対象となるほか、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。)

○ 産業廃棄物処理業者等による委託者への通知について

産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由（①事故（保管上限超過）、②事業の廃止、③施設の休廃止、④埋立終了、⑤欠格要件該当、⑥行政処分（改善命令による保管上限超過、許可取消等）が生じたときは、10日以内に、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにした書面又は電子ファイルを送付するとともに、その写しを5年間保存しなければなりません。

○ 措置内容等の報告について

産業廃棄物を排出する事業者は、マニフェストを交付した日から90日（特別管理産業廃棄物は60日）以内に運搬又は処分終了のマニフェストが、180日以内に最終処分終了のマニフェストが送付されてこないとき、必要な事項が記載されていない、あるいは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき、又は産業廃棄物処理業者から処理を適正に行うことが困難となった通知を受けたときには、運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じ、30日以内にその講じた措置内容等を知事又は高松市長に報告しなければなりません。

○ 排出事業者による処理状況確認の努力義務の明確化について

排出事業者が産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合における当該廃棄物の処理の状況に関する確認（委託した処理業者の中間処理施設や最終処分場を実地に確認するなど）を行い、最終処分終了まで一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

様式第四号（第八条の二十九関係）

措置内容等報告書		年 月 日
香川県知事 (高松市長)	殿	報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管 理 票	交 付 番 号	
	交 付 年 月 日	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなつた事由の区分及び②～⑤に該当する場合にあつては、当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	
	住 所	
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		
備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかつた者 ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者 ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者 ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者 ⑤の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本産業規格 A列4番)

措置内容等報告書			
香川県知事 (高松市長)		年 月 日	
		殿	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。			
登録内容	引渡し年月日		
	登録年月日	登録番号	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類		1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量			
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日		① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき (年 月 日) ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称		
	住 所		
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法			
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容			
備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。 ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者 ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者 ③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者 ④の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			

■ 多量排出事業者について

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（産業廃棄物処理計画書）を作成し、その提出が義務づけられています。さらに、前年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者は、その実施状況の報告も義務づけられています。

毎年6月30日までに提出を行う必要があります。

[産業廃棄物処理計画書の内容]（規則様式第2号の8）

- ・ 計画期間
- ・ 当該事業場における事業の概要
- ・ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- ・ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- ・ 産業廃棄物の分別に関する事項
- ・ 産業廃棄物の再生利用に関する事項
- ・ 産業廃棄物の処理に関する事項

また、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（特別管理産業廃棄物処理計画書）を作成し、その提出が義務づけられています。さらに、前年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者は、その実施状況の報告も義務づけられています。

毎年、6月30日までに提出を行う必要があります。

[特別管理産業廃棄物処理計画書の内容]（規則様式第2号の13）

- ・ 計画期間
- ・ 当該事業場における事業の概要
- ・ 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- ・ 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- ・ 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項
- ・ 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項
- ・ 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項
- ・ 電子マニフェストの使用に関する事項

香川県のホームページに、様式を掲載しています。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/haikibutsu/todokede/s92hjr170322140725.shtml>

令和2年4月1日から、電子マニフェスト使用が一部義務化されました。前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場が義務化の対象となります。

電子マニフェストについては、33～34ページを参照してください。

■ 産業廃棄物処理施設について

一定の処理能力を有する廃棄物処理施設を設置しようとする者は、廃棄物処理法に基づき、あらかじめ知事又は高松市長の許可を受けなければなりません。

なお、許可を要しない施設であっても、所定の手続を必要とする場合もあるので、事前に協議を行ってください。

設置許可が必要な施設

施設の種類	処理能力（いずれかに該当するもの）
汚泥の脱水施設	10m ³ /日超
汚泥の乾燥施設	10m ³ /日（天日乾燥施設は100m ³ /日）超
汚泥の焼却施設	5 m ³ /日超 200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上
廃油の油水分離施設	10m ³ /日超
廃油の焼却施設	1 m ³ /日超 200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上
廃酸、廃アルカリの中和施設	50m ³ /日超
廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日超
廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超 火格子面積 2 m ² 以上
木くず、がれき類の破碎施設	5 t/日超
汚泥のコンクリート固型化施設	（有害物質を含む汚泥）
汚泥のばい焼施設	（水銀又はその化合物を含む汚泥）
廃水銀等の硫化施設	（廃水銀等）※平成29年10月1日から施行
シアン化合物の分解施設	（汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物）
廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべてのもの
PCBの焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設	（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物）
産業廃棄物の焼却施設	200kg/時以上 火格子面積 2 m ² 以上
産業廃棄物の最終処分場	すべての産業廃棄物の最終処分場

特定処理施設※の設置者は、生活環境上の支障を生ずるような事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事又は高松市長に届け出なければなりません。

なお、特定処理施設に該当しない場合も、事故時には生活環境の保全のために必要な措置を講じてください。

※特定処理施設とは次のとおりです。

① 一般廃棄物処理施設（法第8条）

産業廃棄物処理施設（法第15条※前ページに掲載されている設置許可が必要な施設）

② ①以外の一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設であって、次のいずれかに該当する施設

ア 焼却設備が設けられている処理施設であって、1時間当たりの処理能力が50kg以上又は火床面積が0.5㎡以上のもの

イ 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1 t以上のもの

ウ 廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1 ㎡以上のもの

■ 香川県産業廃棄物最終処分場の構造及び維持管理に係る指針

1 経緯

産業廃棄物の最終処分場は、事業活動に伴い発生した廃棄物のうち、技術的・経済的な理由から資源化できない廃棄物や、資源化等のための中間処理により発生した残さを埋め立てる施設です。

最終処分場の構造や維持管理に問題があった場合、地下水の汚染等、周辺的生活環境に影響を与えるおそれがあるため、廃棄物処理法に基づき、国が最終処分場の構造や維持管理に係る技術上の基準を定めています。しかし、具体的に規定されていない部分があることなどから、実際に最終処分場を設置、運営するに当たって、設置者によって認識や方法にバラツキが生じていました。

そこで、県では、できるだけ具体的な指針を示すことにより、産業廃棄物最終処分場における適正処理の確保を図るため、平成20年10月1日に独自の技術指針を制定し、平成21年4月1日から施行しています。

2 指針の主な内容

項目	内容
①周囲の囲い	最終処分場内が容易に見えるよう、囲いを可視構造（ネットフェンス等）にすること。
②搬入検査の実施	許可品目以外の廃棄物の埋立てを防止するため、廃棄物の搬入を承諾する前に、マニフェスト（産業廃棄物管理票）と廃棄物を照合する搬入検査を実施すること。
③展開検査場の設置 (安定型最終処分場のみ適用)	安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止するために義務付けられている展開検査について、飛散防止ネット等を設けた堅固な床構造の検査場を設置し、すべての廃棄物を厚さ30cm以下に展開し目視等で検査し、その結果を展開検査日報に記録すること。
④エリアマップを用いた埋立地の管理	埋立処分の進行管理、残余容量の把握のため、埋立地内の現況高を記録したエリアマップ等を用いて埋立地を管理すること。
⑤埋立地のセル管理 (安定型最終処分場のみ適用)	廃棄物の埋立状況の把握を容易にするため、セル標識を設置（埋立地の水平方向に縦横10mごと）し、投込み方式ではなく、各セルごとに計画的な埋立てを実施すること。
⑥水質検査結果の報告の義務付け	浸透水等の水質検査の結果について、定期的に県へ報告すること。

※ 安定型最終処分場とは、廃棄物の埋立部分と外部を隔てる遮水工がない構造のもので、有害物質や有機物等が付着していない安定5品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）のみの埋立処分が可能な施設です。

※ 産業廃棄物最終処分場には、安定型最終処分場のほか、鉄筋コンクリート等で完全に外部と隔離した遮断型最終処分場、地下水汚染を防止するために遮水工や水処理設備を備えた管理型最終処分場があります。

※ 指針の詳細な内容は、

https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/753/sanpai_sisin.pdf

をご覧ください。

排出事業者（中間処理業者を含む。）や収集運搬業者の方々へ

1 最終処分場が実施する搬入検査に御協力ください。

すべての最終処分場において、廃棄物の搬入を承諾する前に、搬入車両に積載されている廃棄物と manifests の記載内容を照合するなどの検査を実施します。

搬入検査において、許可品目外の廃棄物が認められた場合には、最終処分場は、「搬入検査報告書」を作成し、その写しを付して当該廃棄物を排出事業者へ返却します。

2 安定型最終処分場が実施する展開検査に御協力ください。

安定型最終処分場へ搬入されたすべての廃棄物について、埋立処分を行う前に展開検査場において廃棄物を一旦搬入車両から降ろして、厚さ30cm以下になるように展開し、廃棄物を目視で確認します。

展開検査において、許可品目外の廃棄物が認められた場合には、最終処分場は、「展開検査報告書」を作成し、その写しを付して当該廃棄物を排出事業者へ返却します。

展開検査が終了するまで、当該廃棄物を搬入した運搬車両は最終処分場内で待機する必要があります。

3 産業廃棄物の処理委託基準の遵守

県では、指針の施行にあわせて、安定型最終処分場において埋立地の掘り起こし検査を実施し、安定型以外の廃棄物が埋立処分されていないかを確認しています。

安定型以外の廃棄物が埋立処分されていた場合には、最終処分場に対してその撤去を指示するとともに、当該廃棄物の処理委託を行った排出業者に対しても立入検査を実施し、産業廃棄物の処理委託基準を遵守するよう指導します。

4 その他

- ・ 収集運搬業者が最終処分場を出場する前には、最終処分場に設置されている洗車設備を必ず利用して、タイヤに付着した土砂等が場外へ飛散しないようにしてください。
- ・ やむを得ない場合を除き、早朝又は深夜における最終処分場への廃棄物の搬入は行わないようお願いします。
- ・ 搬入道路が通学路等として使用されている場合には、収集運搬車の安全走行について特に御配慮ください。

■ 廃棄物処理施設に係る定期検査制度について

廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設等の許可時に告示・縦覧を要する施設）の設置許可を受けた者は、5年3ヶ月以内ごとに、廃棄物処理施設が施設の構造基準に適合するかについて、知事又は高松市長の検査を受けなければならないこととされています。

なお、定期検査の申請をせず、受検期間内に定期検査を受検しない場合は、定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した者に該当し、30万円以下の罰金となります。

- ・定期検査を受検する場合は、あらかじめ、当該廃棄物処理施設の所在地を所管する保健福祉事務所環境管理室等（施設が高松市にある場合は、高松市環境局環境指導課）に申請書を提出してください。
- ・定期検査は、施設の使用前検査（変更の許可に係るものを含む。）を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3ヶ月以内ごとに受けなければなりません。
- ・知事又は高松市長は、廃棄物処理施設が技術上の基準に適合しているかどうかについて実地に検査を行い、検査の結果を通知する書面を交付します。また、次回の定期検査の受検期限を検査の結果とあわせて通知します。

■ 廃棄物処理施設に係る維持管理情報の公表の義務化について

定期検査の対象となる廃棄物処理施設については、維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報の公表についても義務付けられています。

公表情報：規則第12条の7の2に規定されている事項

公表期間：各月の維持管理情報について、当該月の翌月の末日から3年間

公表方法：インターネットその他の適切な方法

（原則としてインターネットを利用する方法が望ましいとされていますが、インターネットでの公表が困難な連続測定に関する維持管理情報について求めに応じてCD-ROMを配布することや、事業場で閲覧させる等の方法が考えられます。）

■ 不法投棄の禁止について

産業廃棄物の不法投棄は、地域的美観を損なうとともに自然環境や私たちの生活環境を破壊し、ときには水質汚濁や土壌汚染などの被害を与えることがあります。廃棄物処理法第16条は「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と投棄を禁止しており、違反した場合には、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人等に対して3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられています。

また、未遂行為についても同じ罰則の対象となります。

○ 不法投棄を防止するためのお願い

- ① 自分の土地であっても、みだりに産業廃棄物の埋立てなどによる造成はできません。
- ② 自分の土地であっても、安易に他人の産業廃棄物を置かせたり、預かったりしないようにしましょう。
- ③ 「安く、土地の造成や整地をしてやる。」と言われても、安易に土地を提供しないようにしましょう。

■ 野外焼却の禁止について

平成13年4月から廃棄物は、焼却が原則禁止されています。

ただし、① 法に定められた処理基準に従って行う廃棄物の焼却、② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却、③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるものが除かれています。

なお、違反した場合には、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人等に対して3億円以下の罰金といった厳しい罰則が設けられています。

また、未遂行為についても同じ罰則の対象となります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- ① 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（抜粋）

（平成12年9月28日付け衛環第78号）

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却としては、河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却、海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却などが考えられること。
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却としては、凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却、道路管理のために剪定した枝条等の焼却などが考えられること。

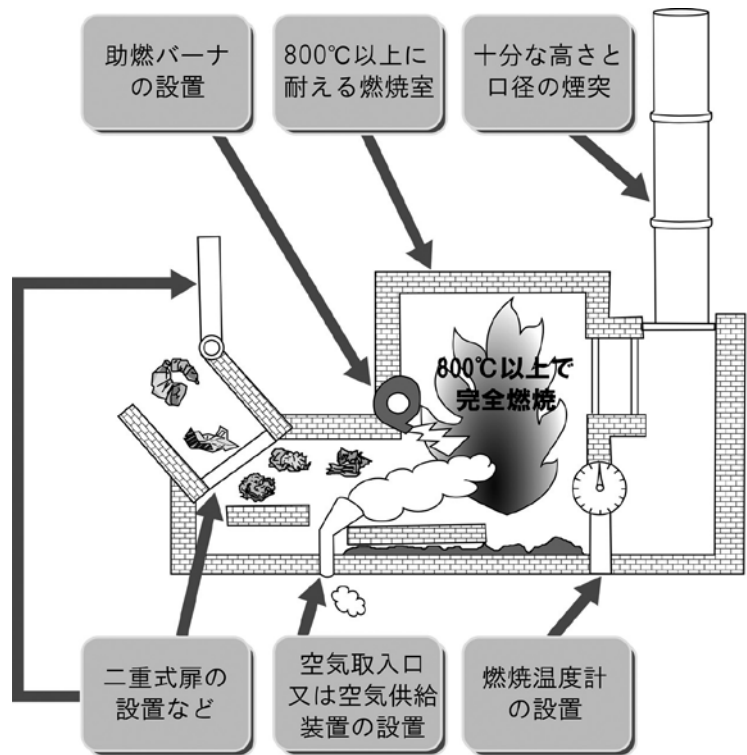
なお、凍霜害防止のためであっても、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃タイヤの焼却は、これに含まれるものではないこと。

- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却としては、どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却が考えられること。
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却としては、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却などが考えられること。

なお、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれるものではないこと。

- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものとしては、たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却が考えられること。

廃棄物の焼却基準



基準（廃棄物処理法施行規則第1条の7）	
焼却設備の構造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。 2. 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。 3. 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。 4. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。 5. 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。

基準（平成23年4月1日環境省告示第29号）	
焼却の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。 2. 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。 3. 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

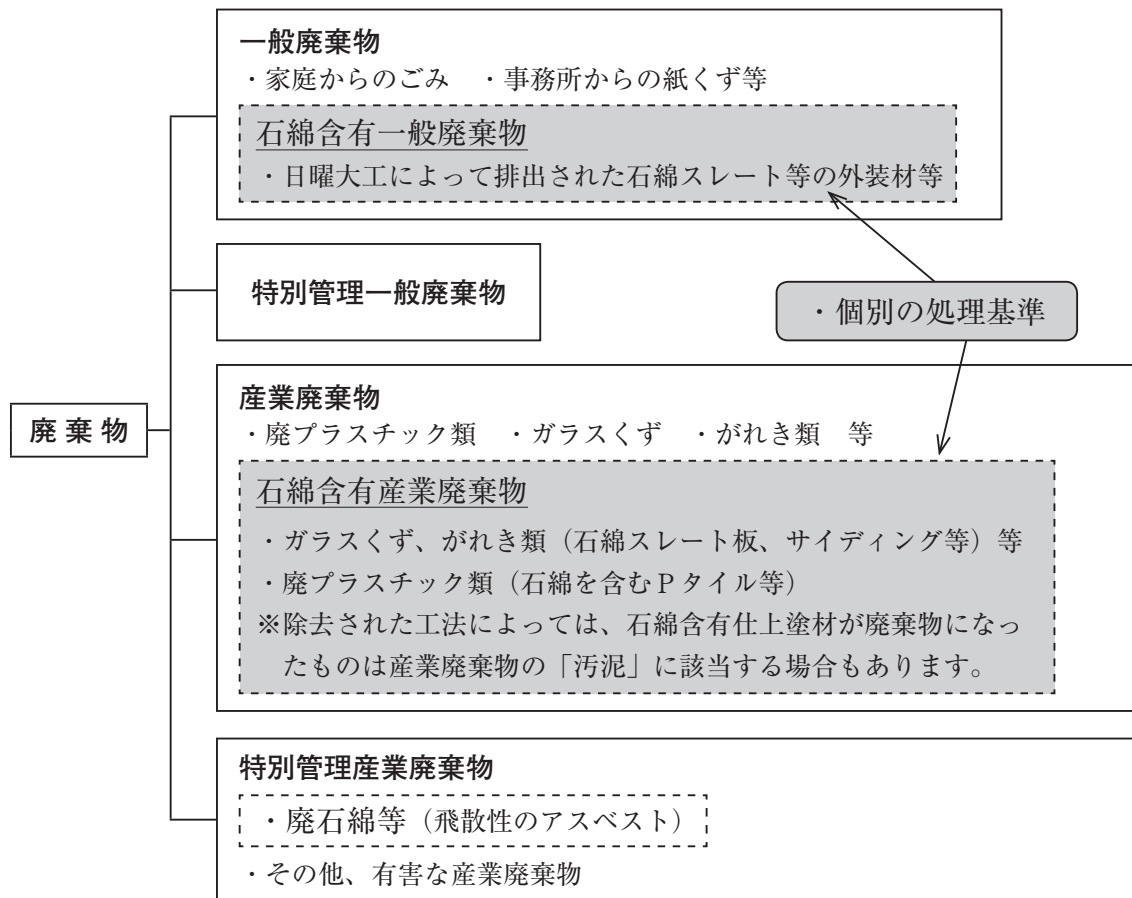
■ 石綿（アスベスト）を含む廃棄物の処理について

石綿による健康被害が顕在化する中、その飛散防止対策が喫緊の課題となっています。中でも、建築物の解体等に伴い発生する石綿を含む廃棄物の適正処理の確保が極めて重要です。

廃棄物処理法施行令等の改正により、石綿（アスベスト）を含む廃棄物の処理基準が強化され、平成18年10月1日から施行されています。

1 石綿含有産業廃棄物について

工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる廃棄物で石綿をその重量の0.1%を超えて含有する産業廃棄物が「石綿含有産業廃棄物」と定義されました。（規則第7条の2の3）



2 石綿含有産業廃棄物の収集運搬について

石綿含有産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集運搬しなければなりません。（令第6条第1項第1号ロ）

また、収集運搬時の破碎・切断は、車両へ石綿含有産業廃棄物を積込む際等、やむを得ず切断等が必要な場合に限られます。その際は、散水等により十分湿潤化した上で行ってください。

3 石綿含有産業廃棄物の処分について

石綿含有産業廃棄物の処分方法は、埋立処分若しくは溶融、無害化処理のみです。したがって、破碎、選別、切断、圧縮等による中間処理はできません。

4 石綿含有産業廃棄物に関する情報の伝達等について

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

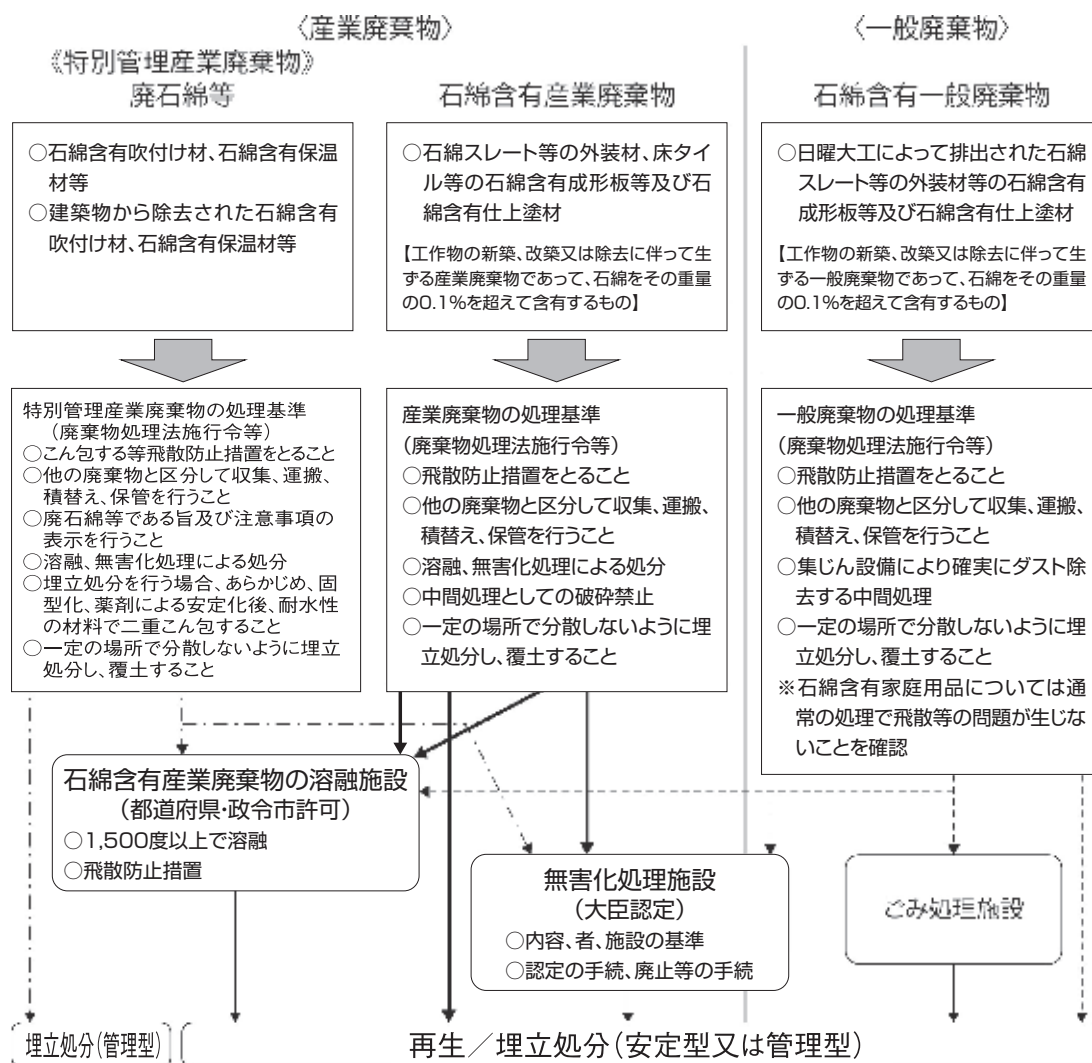
処理を行う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、廃棄物の種類に「石綿含有産業廃棄物」が含まれる旨及びその数量を記載することが必要です。

(2) 帳簿及び委託契約書に「石綿含有産業廃棄物」が含まれる旨を記載することが必要です。

(マニフェストの記載例)

産業 廃 棄 物	<input checked="" type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input checked="" type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい(有害)	<input type="checkbox"/>			
				産業廃棄物の名称	ビニール床タイル	
				有害物質等	処分方法 安定型埋立	
				備考・通信欄		

● 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理フロー



■ 水銀を含む廃棄物の処理について

石炭利用などによる人為的な水銀排出が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識される中、「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月に採択され、平成29年8月16日に発効しました。

水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

廃棄物処理法施行令等の改正により、水銀を含む廃棄物の処理基準が強化され、平成29年10月1日から施行されています。

1 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。(判別ができない一部の製品を除きます。)

例：一部の電池、蛍光灯、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計等

2 水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を一定以上含有するもの

3 廃水銀等

① 特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物

例：水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査業に属する施設、保健所等

② 水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

※廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行済み

詳細は「水銀廃棄物ガイドライン」をご覧ください。

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

■ P C B 廃棄物の処理について

○ 概 要

P C B（ポリ塩化ビフェニル）とは、電気機器用の絶縁油などに使用されていましたが、カネミ油症事件が発生するなど、人体や環境に悪影響を及ぼすことが判明し、昭和47年に製造禁止となった物質です。

P C Bを含む機器については、P C B特別措置法に基づき、届出や期限内の処理が義務付けられており、県内のP C B廃棄物の処分が進められています。



変圧器



コンデンサー



安定器

○ 保管等の届出

県内の保管事業者は、P C B特別措置法に基づき、毎年度6月末までに前年度のP C B廃棄物の保管及び処分の状況を香川県知事（高松市にあっては高松市長。以下同じ。）に届け出なければなりません。

○ 保管方法

P C B廃棄物が適正に処分されるまでの間、廃棄物処理法に定める保管基準を遵守してP C Bの漏えい等が生じないようにするとともに、紛失したり、P C B廃棄物でないものとして処分したりすることのないよう、特別管理産業廃棄物管理責任者の管理のもと、適正に保管しなければなりません。

なお、P C B廃棄物の譲渡し及び譲受けは原則禁止されています。

○ 期限内の処分

P C B廃棄物を次の期限までに処分又は処分委託しなければなりません。使用中の機器についても、この期限までに使用を廃止して処分する必要があります。

これらの機器を期限内に処分しない場合は、行政からの命令や重い罰則が科せられることがあります。

P C B 廃棄物の種類		処分期限
高濃度 P C B 廃棄物	大型変圧器・コンデンサー等	処分期間終了
	安定器及び汚染物等	処分期間終了
低濃度 P C B 廃棄物		令和 9 (2027) 年 3 月 31 日まで

- 処分期間を過ぎた P C B 廃棄物が新たに発見された場合は、速やかに担当課（67ページ参照）に連絡し、指示を受けてください。

※低濃度 P C B 廃棄物について

昭和47年（1972年）に P C B の製造が禁止され、P C B を使用した電気機器等も製造されなくなりましたが、P C B を使用していないとされる変圧器などの電気機器等の中には、再生油の使用等が原因で、微量の P C B に汚染された絶縁油を含むものが数多く存在することが明らかとなっています。

変圧器などの電気機器等を廃棄しようとする場合には、メーカーなどに対し P C B 汚染の可能性の有無について確認を行い、当該電気機器等が微量の P C B に汚染されているおそれがある場合には、速やかに絶縁油中の P C B 濃度の分析を行い、低濃度 P C B 廃棄物に該当するか否かを確認してください。ただし、コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器等であって高濃度 P C B 廃棄物でないことが確実な場合、P C B 濃度の分析をしなくても低濃度 P C B 廃棄物とみなすことができます。

○ 処分方法

P C B 廃棄物の処分は、許可を有する事業者に委託しなければなりません。

なお、P C B 廃棄物の収集運搬に当たっては、当該廃棄物が飛散及び流出しないよう、廃棄物処理法その他の関係法令、収集運搬ガイドライン等を遵守して安全かつ効率的な収集運搬を行わなければならないこととなっています。

P C B 廃棄物の種類	処分業者
低濃度 P C B 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事等による低濃度 P C B 廃棄物に係る処分業の許可を受けた者 ・ 環境大臣による無害化処理認定を受けた者 ※詳しくは次の環境省のページをご参照ください。 https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html

■ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)について

自動車（軽四輪自動車を含む。）の所有者・使用者は、自動車を廃棄する場合は、この法律に従わなければなりません。

○ 自動車所有者の注意点

- ① 廃棄する自動車（正しくは「使用済自動車」と言います。）の処分等（買取・回収も含みます。）を依頼する相手は、自動車リサイクル法の「引取業登録業者」でなければなりません。

相手に「登録通知書」（許可証のようなもの）を見せてもらうなどにより確認してください。

- ② 使用済自動車を引渡す際には「使用済自動車として引渡すものであること。」を伝え、自動車と引換えに「引取証明書」を受領してください。（リサイクル券がない場合は、後からになります。）

○ 引取業者の注意点

- ① 使用済自動車の引取依頼を受けた場合は、事前に、対象車のリサイクル料金の預託確認を行わねばなりません。

- ② 使用済自動車を引取りに行った際は、装備品確認を行い、リサイクル券のB券に記入、押印し「引取証明書」を作成し、自動車所有者に交付します。

- ③ 使用済自動車を引取り、カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認し、含まれている場合は「フロン類回収業者」へ、含まれていない場合は「解体業者」へ引渡します。

- ④ 引取ったその日のうちに、電子マネーフレストシステムで「引取報告」を行います。

- ⑤ 同様に、引渡したその日のうちに「引渡報告」を行います。

券面に記載されている車両のリサイクル料金が預託されていることを資金管理人が証明する書面

①

②

③

④

注) 上記内容は変更される場合があります。

■ 産業廃棄物処理実績報告等について

産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設設置者は、香川県産業廃棄物処理等指導要綱の規定に基づき、前年度の産業廃棄物の処理実績を当該年度の6月30日までに知事に提出しなければなりません。

1 産業廃棄物処理施設設置者としての報告

法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに、前年度（4月～3月）の処理実績を記載した産業廃棄物処理実績報告書を、6月30日までに香川県知事又は高松市長に提出してください。

2 産業廃棄物処理業者としての報告

産業廃棄物収集・運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集・運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、産業廃棄物の種類ごとに、前年度（4月～3月）の処理実績を記載した産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬（処分）実績報告書を、6月30日までに香川県知事又は高松市長に提出してください。

香川県産業廃棄物処理等指導要綱

第6章 報告

第25条 許可施設設置者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の種類ごとに様式13号による報告書を、知事に提出しなければならない。

2 処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式15号による報告書を知事に提出しなければならない。

産業廃棄物処理実績報告書（様式第13号）

最終処分場現況報告書（様式第13号（別紙））

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書（様式第15号 その1）

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（様式第15号 その2）

（高松市産業廃棄物処理等指導要綱第19条にも同じ内容を定めています。）

産業廃棄物処理実績報告書 (年度)

年 月 日

香川県知事
(高松市長)

殿

報告者

住所
氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

実績あり
実績なし いずれかに☑。実績ありの場合は詳細を下欄に記載

年度の産業廃棄物の処理の実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第25条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量 (単位 t・m ³)		処理後の産業廃棄物の処分量 (単位 t・m ³)		電話番号
	A	A	種類	排出量	
産業廃棄物処理施設の種類の種類					
合計					

注 1. この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を6月30日までに提出すること。
 2. 処理した産業廃棄物の種類をA欄に記載して、それぞれの種類ごとに年間の処理量を記入すること。
 3. 最終処分場にあつては、残余容量、残余年数等を別紙に記入し添付すること。
 (日本産業規格 A列4番)

最終処分場現況報告書

年 月 日

殿

報告者

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

年度の最終処分場の現況について、次のとおり報告します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	安定型最終処分場 管理型最終処分場
許可の年月日及び許可番号 又は届出年月日	届出年月日 年 月 日 許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号
埋立面積 ※ 1	m ²
埋立容量 ※ 2	m ³
残余容量 ※ 3	約 m ³
残余年数 ※ 4	約 年 ヲ月（ 年度末現在）
備 考	
担当者及び連絡先	担当者名 連絡先

（日本産業規格 A列4番）

注 ※1 許可（届出）面積を記入して下さい。

 ※2 許可（届出）容量を記入して下さい。

 ※3、4 報告年の3月31日における埋立地の残余容量及び残余年数を記入してください。

この報告書には、報告年の3月31日における最終処分場の現況平面図、横断図及び縦断図を添付して下さい。

様式第15号 その2 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績報告書 (年度)

年 月 日

香川県知事
(高松市長)

殿

報告者
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

実績あり
 実績なし いずれかに☑。実績ありの場合は詳細を下欄に記載

年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績について、香川県産業廃棄物処理等指導要綱第25条第2項の規定により、次のとおり報告します。

許可の種類	委託者 (排出事業者又は処分業者)		処分方法		処分年月日		処分後量 (t・m ³)		許可番号		引 き 渡 し た 者	
	氏名又は名称	住所	処分方法	処分場所	年	月	日	処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類			処分方法	処分場所				処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)
			処分方法	処分場所				処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)
			処分方法	処分場所				処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)
			処分方法	処分場所				処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)
			処分方法	処分場所				処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)
			処分方法	処分場所				処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)
			処分方法	処分場所				処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)
			処分方法	処分場所				処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)
			処分方法	処分場所				処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)
			処分方法	処分場所				処分後量 (t・m ³)	許可番号	氏名又は住所	委託内容	委託量 (t・m ³)

(日本産業規格 A列4番)

『産業廃棄物の処理実績報告書』【記載例】

例1：産業廃棄物の焼却施設（廃プラスチック類と木くずの混焼炉）で年間300 tの廃プラスチック類と年間200 tの木くずを焼却処分し、これにより生じた燃え殻5 tについては、自ら運搬し、処分業者Bの管理型最終処分場において埋立処分した。

事業場の所在地		電話番号	
産業廃棄物処理施設の種類の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位 t・m ³ ）	処理後の産業廃棄物の処分量（単位 t・m ³ ）	
	A 廃プラスチック類 A 木くず 300 t	A A	種類 排出量 燃え殻 5 t
廃プラスチック類と木くずの焼却施設（混焼炉）	200 t	A	処理方法 自ら運搬し、処分業者Bの管理型最終処分場において埋立処分
			処分量 5 t

例2：年間500 tの廃プラスチック類を焼却処分し、これにより生じた燃え殻5 tについては、自社管理型最終処分場において埋立処分した。また、年間500 tの汚泥については、そのまま自社管理型最終処分場において埋立処分した。

事業場の所在地		電話番号	
産業廃棄物処理施設の種類の種類	処理した産業廃棄物の種類と年間処理量（単位 t・m ³ ）	処理後の産業廃棄物の処分量（単位 t・m ³ ）	
	A 廃プラスチック類 500 t	A A汚泥	種類 排出量 燃え殻 5 t
廃プラスチック類の焼却施設	500 t	A	処理方法 自社管理型最終処分場において埋立処分
管理型最終処分場	500 t		処分量 5 t

『産業廃棄物の運搬実績報告書』【記載例】

例1：排出事業者A社からがれき類100tを処分業者Bの最終処分場まで運搬した。うち40tは石綿含有産業廃棄物であった。

許可の種類	産業廃棄物収集・運搬業		許可年月日	年 月 日	許可番号	引 き 渡 し た 者	
	委託者 (排出事業者又は収集運搬業者)	受託量				許可番号	氏名又は名称
がれき類	排出事業者A ××郡□□町 (排出場所)	60 t	処分業者B △△郡○○町 (処分場所)	運搬先	住所	氏名又は名称	引渡数量
	排出事業者A ××郡□□町 (排出場所)	40 t	処分業者B △△郡○○町 (処分場所)	運搬先	住所	氏名又は名称	引渡数量

(* 香川県は037××× 高松市は097×××となりません)

例2：排出事業者A社からがれき類50tを自社積替え場所まで運搬した。自社積替え場所から最終処分場 (処分業者B) まではC社が運搬した。

許可の種類	産業廃棄物収集・運搬業		許可年月日	年 月 日	許可番号	引 き 渡 し た 者	
	委託者 (排出事業者又は収集・運搬業者)	受託量				許可番号	氏名又は名称
がれき類	排出事業者A ××郡□□町 (排出場所)	50 t	処分業者B △△郡○○町 (処分場所)	運搬先	住所	氏名又は名称	引渡数量
	排出事業者A ××郡□□町 (排出場所)	50 t	処分業者B △△郡○○町 (処分場所)	運搬先	住所	氏名又は名称	引渡数量

『産業廃棄物の処分実績報告書』【記載例】

例1：排出事業者Aから金属くず50tの処分の委託を受けた。中間処理として切断後、○○製鉄に有価物として販売した。

許可の種類	産業廃棄物収集・運搬業		許可年月日	年 月 日	許可番号	引 き 渡 し た 者	
	委託者 (排出事業者又は処分業者)	受託量				許可番号	氏名又は名称
金属くず	排出事業者A ××郡□□町 (排出場所)	50 t	処分方法	処分後量	住所	氏名又は名称	委託内容
	排出事業者A ××郡□□町 (排出場所)	50 t	切断	50 t	住所	氏名又は名称	有価物として販売

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ 年度）

年 月 日

香川県知事

殿

報告者

住所
氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種						
事業場の所在地		電話番号						
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1								
2								
3								
4								

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2つ以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（〇〇年度）

〇〇年6月30日

香川県知事
（高松市長）

殿

報告者

原則トン単位で記入してください。ただしm³表記がしやすい場合はm³表示も認めます。

この報告書は、事業場ごとに作成してください。

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成29年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

日本標準産業分類の中分類から該当する業種名を記入してください。

事業場の名称	〇〇株式会社	〇〇工場	業種	〇〇〇〇
事業場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇郡〇〇町〇〇〇番地	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	処分受託者の住所
1	汚泥	〇〇	〇〇	〇〇運輸(株)	〇〇県〇〇市〇〇町	000000000000	〇〇(株)	〇〇(株)
2	廃プラスチック類	〇〇	〇〇	自社運搬	〇〇県〇〇市〇〇町			〇〇(株)
3				(株)△□運輸	〇〇県〇〇市〇〇町	000000000000	△〇〇(株)	
4								

積替えにより、運搬受託者が途中で変わる場合は、すべてを記載してください。

運搬受託者の住所ではなく、運搬目的地の住所です。

処分場所の住所が、運搬先の住所と異なる場合に記入してください。

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2つ以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。
 - 処分場所の住所は、運搬先について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本産業規格 A列4番）

■ 毎年度の報告が必要な書類について

産業廃棄物を排出する事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設設置者は、廃棄物処理法、香川県産業廃棄物処理等指導要綱などの規定により、毎年度の報告が必要な書類が定められています。

それぞれの提出期限までに、香川県知事又は高松市長に書類を提出してください。

(提出窓口)

香川県廃棄物対策課（〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 電話087-832-3226）

* 高松市内の廃棄物に関する報告書類は、高松市環境指導課が提出窓口となります。

書類名	対象者	提出期限	様式
産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書	産業廃棄物を排出する事業場でマニフェストを交付している全ての事業者(電子マニフェスト情報は報告不要)	毎年 6月30日	法様式第3号
産業廃棄物処理計画書	前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上である事業場の設置者	毎年 6月30日	法様式第2号の8
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年 6月30日	法様式第2号の9
特別管理産業廃棄物処理計画書	前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上である事業場の設置者	毎年 6月30日	法様式第2号の13
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年 6月30日	法様式第2号の14
特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書	特定産業廃棄物最終処分場の設置者	毎年 10月31日	法様式第21号
産業廃棄物処理実績報告書	法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者	毎年 6月30日	要綱様式第13号
最終処分場現況報告書	法第15条第1項に規定する最終処分場を設置している事業者	毎年 6月30日	要綱様式第13号(別紙)
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書	産業廃棄物収集・運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集・運搬業者	毎年 6月30日	要綱様式第15号 その1
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分実績報告書	産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者	毎年 6月30日	要綱様式第15号 その2
ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	P C B廃棄物の保管事業者及び高濃度P C B使用製品の所有事業者	毎年 6月30日	P C B特別措置法 様式第1号

